

Contents

- 1 【インド】取締役会への参加方法に関する要件の緩和
- 2 【メキシコ】株式譲渡に関する手続及び法規制の概要
- 3 【ブラジル】スタートアップ法の制定

アンダーソン・毛利・友常法律事務所のアジア・新興国プラクティス・グループでは、アジア及び新興国(ブラジル・ロシア・トルコ等)の法令規制等のアップデートを定期的に配信しております。皆様の今後の海外展開に関するご検討の一助となれば幸いです。

1. 【インド】取締役会への参加方法に関する要件の緩和

1. 2014 年会社法(取締役会及びその権限)規則の改正

インド企業省(Ministry of Corporate Affairs)は、2021 年 6 月 15 日付けの通達により、インドの会社法である 2013 年会社法(Companies Act, 2013)の施行規則の1つである 2014 年会社法(取締役会及びその権限)規則(Companies (Meetings of Board and its Powers) Rules, 2014))(以下「本規則」という。)の第 4 条(一定の事項の審議についてビデオ会議等の方法による審議を禁止する規定)を削除するとの改正を行った。

本規則の第 3 条は、取締役会をビデオ会議等の方法によって開催するための要件を定めているが、第 4 条は、取締役会において以下の事項を審議する際には、ビデオ会議等の方法による審議を認めておらず、これらの事項を審議する場合には、取締役会の物理的会合によるべきものとしていた。

- ・年次財務諸表の承認
- ・取締役会報告書の承認
- ・目論見書の承認
- ・会計書類の検討のための監査委員会会議
- ・合併・会社分割・買収・公開買付に関する承認

上記改正により、上記各事項を審議する場合であっても、取締役会をビデオ会議等の方法により審議することが可能となった。

2. 本改正の意義

今回の改正は、コロナ禍における在宅勤務、リモートワークの要請の高まりや、インド国外に居住する取締役がインドに渡航することが困難になっていることなどを受けて行われたものと考えられる。

インド企業省は、2020年12月31日付けの通達で、上記の事項についてビデオ会議等で審議することを認めていたが、これは2021年6月30日までの時限的措置であった。今回の改正はこの措置を恒久化したものであるといえる。

本改正により、例えば日系企業がインドの子会社の取締役として日本に居住する者を任命している場合に、取締役会の審議をビデオ会議等の方法でより実施しやすくなったものと言える。

【インド】

弁護士 琴浦 諒

ryo.kotoura@amt-law.com

弁護士 大河内 亮

ryo.okochi@amt-law.com

2. 【メキシコ】株式譲渡に関する手続及び法規制の概要

1. メキシコにおける株式譲渡

メキシコにおいても、グループ内での再編や M&A の手法として、株式又は持分(以下「株式等」という。)の譲渡が行われることは多く、日系企業からの相談も少なくない。メキシコの子会社の株式等を譲渡する場合、各種の手続を事前又は事後に実施することが求められ、関連する法規制にも注意する必要がある。そこで、本稿では、株式等の譲渡に関するメキシコ法上の主要な手続や法規制について、簡単に触れることとしたい。

なお、本稿で解説するメキシコ会社法(*Ley General de Sociedades Mercantiles*¹⁾)については「[【連載】メキシコ会社法の解説](#)」も、外国投資法(*Ley de Inversión Extranjera*²⁾)については「[【メキシコ】外国投資規制\(1\)-総論及び制限される投資類型-](#) (pp4-8)」もそれぞれ参照されたい。

2. 会社法

日本企業のメキシコ子会社の会社形態としては、日本の株式会社と類似する *Sociedad Anónima* (S.A.)が多い。もともと、日本企業のメキシコ子会社の一部は、日本の合同会社に類似する *Sociedad de Responsabilidad Limitada* (S. de R. L.)の会社形態を採用している。そのため、以下では、会社法上の手続及び法規制については、S.A.と S. de R. L.にのみ言及する。

¹ メキシコ会社法の原文は、http://www.diputados.gob.mx/LeyesBiblio/pdf/144_140618.pdf で閲覧可能である。英訳は公表されていないように思われる。

² 外国投資法の原文は、http://www.diputados.gob.mx/LeyesBiblio/pdf/44_150618.pdf で閲覧可能である。英訳は公表されていないように思われる。

(1) S.A.の場合

A. 株式譲渡の制限

S.A.の株式は、原則として自由に譲渡できる。もつとも、S.A.においても譲渡制限に関する規定を定款に定めることは可能であり、具体的には、譲渡に際し、取締役会の承認が必要である旨を定款に規定することができる³。取締役会は、譲渡を承認しない場合には、株式を市場価格で買い取る者を指定する必要がある⁴。

B. 株主名簿への記載

S.A.にも株主名簿が存在し⁵、S.A.は、株主名簿に株主として記載されている者をその株主として取り扱う⁶。メキシコ法上、株式の譲受人は譲渡の事実及び新たな株主の氏名等を株主名簿に記載するように請求できるとされており、かかる請求がなされた場合にはS.A.はそれらを株主名簿に記載しなければならない⁷。

株式の譲受人が上記の株主名簿への記載の請求をするにあたり、法令上の所定の様式等はないが、書面⁸で会社の取締役(*Administrador*)に対して請求する必要があると解されている。株式の譲受人は、自らが株式を保有している限りいつでもかかる請求をすることができ、譲渡時点から一定期間の間に請求をする義務を負うわけではない。法令上、株式の譲受人がかかる請求をするために、自らが株式の新たな所有者であることを証明する資料等の提出を要求されているわけではないが、実務上、会社からこのような資料の提示を求められることがありうる。

C. 株主数要件

S.A.においては、日本の株式会社と異なり、株主が最低2名必要とされている点に留意が必要である⁹。このルールは実務上も厳格に適用されている。このルールは、完全親子会社関係が成立しないことを意味し、株式譲渡の文脈でも考慮する必要がある。但し、1株のみを別の関連会社に保有させる等、形式的に株主を2名にする措置を取れば足りる。

例えば、2社(A社とB社とする。)の合弁会社としてメキシコ子会社が設立されたが、その後、B社が撤退することとした場合、撤退手法の一つとしてB社が当該メキシコ子会社の株式をA社に譲渡することは少なくない。しかし、上述の通り株主が最低2名必要とされているため、B社は当該メキシコ子会社の株式全てをA社に譲渡することができない。このような場合、実務上はごく少数の株式のみをA社の関係会社等に譲渡することで対応している。

なお、自然人も株主になることができるので、例えば、当該合弁会社の取締役等(個人)にごく少数の株式を譲渡することもある。しかし、当該取締役等が退職する可能性や、死亡及び相続により会社と関係のない者に株式が承継される可能性があり、管理が困難となるおそれがあることを踏まえると、一般論としては取締役等の個人に

³ メキシコ会社法 130 条

⁴ メキシコ会社法 130 条

⁵ メキシコ会社法 128 条

⁶ メキシコ会社法 129 条

⁷ メキシコ会社法 128 条及び 129 条

⁸ 法令上、かかる書面による請求についての定めは特段存在しないため、物理的な書面に限定されるものではなく、例えば、Eメールでの請求や、請求書の電子ファイルをEメールで送付すること等であっても、書面による請求として有効となるものと思われる。

⁹ メキシコ会社法 89 条 1 号

保有させるのは推奨できない。

(2) S. de R. L.の場合

S. de R. L.の場合、持分保有者がその持分を譲渡するためには、原則として会社資本の過半数に相当する出資をしている持分保有者の同意を得る必要がある¹⁰。この過半数という要件は、定款で加重することは可能であるが、定款で減輕することは認められていない。

また、持分保有者以外への持分の譲渡が承認された際には、当該譲渡を行わない他の持分保有者は、15日以内に譲渡対象である持分について先買権を行使することができる¹¹。なお、複数の持分保有者が先買権を行使した場合には、各持分保有者の出資額に応じて、プロラタで当該持分が取得される¹²。

3. 外国投資法

外国投資を受けているメキシコの子会社は、外国投資法及び外国投資登録に関する規則(*Reglamento de la Ley de Inversión Extranjera y del Registro Nacional de Inversiones Extranjeras* (以下「外国投資規則」という。))に定められた一定の情報を外国投資登録機関(*Registro Nacional de Inversiones Extranjeras*)に登録しなければならないとされている¹³。この登録情報の中には、外国投資家の情報も含まれている。

そして、外国投資を受けているメキシコの子会社は、その外国投資家に変更がある場合で、当該投資家の当該会社に対する投資額が外国投資委員会(*Comisión Nacional de Inversiones Extranjeras* (CNIE))によって定められた金額(現時点では 2000 万メキシコペソ¹⁴(約 1 億 1000 万円¹⁵))を超える場合には、登録情報を更新する必要がある¹⁶。したがって、外国投資家がメキシコの子会社の株式等を別の投資家に譲渡する場合であって、当該株式等の譲渡対価が 2000 万メキシコペソ(約 1 億 1000 万円)を超える場合には、外国投資を受けているメキシコの子会社は、登録情報の更新のため、外国投資登録機関に届出を行う必要が生じる。この届出は、外国投資家とそのグループ会社にメキシコの子会社の株式等を譲渡する場合であっても同様である。

この登録情報の更新は、四半期ごとになされる必要がある¹⁷。具体的には、更新理由の生じた四半期の終了後 10 営業日以内に更新の通知をする必要があり、例えば、対価が 2000 万メキシコペソを超える株式等の譲渡の契約が 2021 年の第 4 四半期(10 月から 12 月)に締結された場合には、更新のための通知は 2022 年 1 月の最初の 10 営業日以内になされる必要がある。なお、登録情報の更新の期限との関係では、株式等の譲渡の実行日ではなく契約の締結日が基準となる¹⁸。

なお、上記の登録情報の更新に関しては、メキシコの子会社の形態が S.A.であっても S. de R. L.であっても、手続に違いはない。

¹⁰ メキシコ会社法 65 条。相続の場合の例外として、メキシコ会社法 67 条

¹¹ メキシコ会社法 66 条

¹² メキシコ会社法 66 条

¹³ 外国投資法 32 条 I.(a)、外国投資規則 38 条 I.

¹⁴ <https://rnie.economia.gob.mx/RNIE/resources/doctos/RESOLUCI%C3%93N%20General%20por%20la%20que%20se%20establecen%20los%20montos%20relativos.pdf> pp2 の第 1 決議事項参照

¹⁵ 1 メキシコペソ=5.5 円で計算した。以下同じ。

¹⁶ 外国投資規則 38 条 I.及び 50 条

¹⁷ 外国投資規則 38 条 I.

¹⁸ 外国投資規則 38 条 I.

4. 競争法

メキシコの競争法¹⁹においてもいわゆる企業結合規制が存在し、株式等の譲渡対価、対象会社の資産又は年間売上額、譲受人による株式等の取得割合等によっては、例外事由²⁰に該当しない限り、株式等の譲渡にあたって競争法上の届出を行い、競争法当局から事前承認を得る必要がある。もともと、企業結合規制についての詳細は別稿にて解説する予定であるため、本稿では省略する。

(注)本稿は、メキシコの法律事務所である Basham, Ringe y Correa, S.C. の Luis Emilio Luján Sauri 氏、Miguel Enrique Sánchez Anaya 氏及び Eduardo González Jiménez 氏の協力を得て作成しております。

【メキシコ】

弁護士 石井 淳

jun.ishii@amt-law.com

弁護士 西山 洋祐

ynishiyama@basham.com.mx

※メキシコの Basham, Ringe y Correa, S.C. 法律事務所に勤務中

3. 【ブラジル】スタートアップ法の制定

本年6月1日付で、ブラジル連邦政府により補完法182号(通称スタートアップ法)が公布され、本年9月初旬からの施行が予定されている。新法は、革新的な企業及びそのような企業への投資家のため、より自由な契約枠組みや投資環境を提供することを目的とするものであり、また経済・社会環境の変革のためにスタートアップの重要性を強調するものである。

以下、新法の主要な点につき概要を述べる。

1. スタートアップの定義

新法の下では、「スタートアップ」とは、(a) 前年の年間売上高が1600万リアル以下、(b) CNPJ(法人納税者番号)の取得から10年以内、かつ(c) 定款において革新的なビジネスモデルを活用することを明示的に規定しているか、又は補完法123/2006号の定めるInova Simplesに該当するもの(前年の年間売上高が480万リアル以下等の要件を満たす中小企業)、と定義される。

2. 投資枠組み

投資家がスタートアップに投資する際の枠組みが柔軟化され、必ずしも株式の購入による必要はなく、オプション、社債や転換ローン、持株会社といったスキームを通じた投資も認められた。その際には、投資家はスタートアップの支配や議決権を有してはならないものとされた。

また、投資家は、原則として、法人格否認の法理等によりスタートアップの債務に責任を負わないことも明確化された。ブラジルにおいては、特に労働法や環境法等の文脈において株主の責任が問われることがしばしばあり、それが投資に際しての懸念点の一つとなっていたが、上記規定によりかかる懸念が払拭されることになる。

さらに、研究開発への投資義務がある企業(特に電気通信事業や石油セクターにおけるコンセッションで見受

¹⁹ メキシコ競争法(*Ley Federal de Competencia Económica*)86条以下

²⁰ メキシコ競争法93条

けられる。)は、FIP といわれるエクイティ投資ファンドを通じて、研究開発に注力するスタートアップに投資することでも、当該投資義務を満たすことができるものと規定された。

3. 実験的な規制プログラム

新法は、実験的な規制プログラムも制定した。これは、スタートアップが一時的な許認可を得て革新的なビジネスモデルを開発したり実験的な技術の試験をしたりすることができるように、政府機関(例えば、ANIVSA(ブラジル健康保健省)や ANATEL(ブラジル電気通信省)等)が想定されている。)が一部の要件の適用を延期し、特別に簡易な要件の下に一定期間事業を行うことを認めるものである。

4. 公的団体との契約

新法は、(a) 技術を用いた革新的な解決が必要な公的な課題のため、又は (b) 政府の購買力を通じた製造セクターの革新のために、公的団体が特別な入札手続きを経てスタートアップと契約することを認めた。

当該契約には、創出される知的財産権の取扱いなど一定の事項が規定される必要があり、その契約期間は 12 ヶ月間以下に限定され(さらに 12 ヶ月間の更新が一回のみ認められる。)、またスタートアップに支払われる金額は 160 万リアル以下に制限される。

ブラジルは、コロナ禍により深刻な社会的・経済的影響を受けている国の一つであるが、本新法を通じてスタートアップの設立やスタートアップへの投資が促進されることにより、ブラジルの社会・経済的課題を解決し、またアフターコロナにおけるブラジル経済の回復を企図するものであるといえる。

【ブラジル】

弁護士 福家 靖成

yasunari.fuke@amt-law.com

【論文】

✂ 西山洋祐弁護士が下記のウェブページの論文を執筆いたしました。

【連載】メキシコ会社法の解説 第3回 メキシコの会社の機関 株主総会・取締役(会)・監査役に関するルール

掲載サイト:Business Lawyers(2021年7月)

【セミナー】

✂ 角田太郎弁護士、大河内亮弁護士が下記のセミナーにて講演を行いました。(配信期間:2021年5月7日~2021年6月4日)

オンデマンドセミナー「ケニアにおけるビジネス展開とM&A取引」

-
- 本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供であり、具体的な法的アドバイスではありません。お問い合わせ等ございましたら、下記弁護士までご遠慮なくご連絡下さいますよう、お願いいたします。

 - 本ニュースレターの編集担当者は、以下のとおりです。
弁護士 花水 康(ko.hanamizu@amt-law.com)
弁護士 福家 靖成(yasunari.fuke@amt-law.com)
弁護士 安西 明毅(akitaka.anzai@amt-law.com)
弁護士 池田 孝宏(takahiro.ikeda@amt-law.com)

 - ニュースレターの配信停止をご希望の場合には、お手数ですが、[お問い合わせ](#)にてお手続き下さいますようお願いいたします。

 - ニュースレターのバックナンバーは、[こちら](#)にてご覧いただけます。